

空き家を“改修”する費用を補助します

若者・
移住者向け

若者又は移住者が空き家バンク登録物件を購入し、その空き家を改修する費用の一部を補助します。

1 補助の内容

- 北上市の空き家バンク物件を購入し、増築、改築、リフォームをする費用の1/2の額

▷上限額100万円(子育て世帯の場合120万円)

*取得と改修の両方の補助を活用する場合、子育て世帯の上限額加算はいずれか一方

2 補助の対象者

- 次の全てに該当する方です。

- (1)若者世代(申請者又はその配偶者が満39歳以下)又は移住者(北上市に転入後4年以内の者又は転入を予定している者)であること
- (2)改修する住宅に10年以上居住すること
- (3)市税の滞納がないこと
- (4)過去にこの補助金の交付を受けていないこと

3 補助の対象となる空き家

- 市の空き家バンクに登録されていて、かつ、市内の人口減少地域内にある空き家

【人口減少地域】

立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、岩崎、藤根

4 補助の対象となる工事

- 次の全てに該当する工事です

- (1)居住するための増築、改築、リフォーム工事
- (2)市内に本支店・営業所がある建設業者による工事
- (3)申請した年度内に完了報告できる工事

【次の工事は補助対象外です。ご注意ください。】

- ・外構工事(敷地造成、門、塀等)
- ・附属施設の修繕、設置工事(物置、車庫等)
- ・商業店舗のための工事

5 申請受付期間

- 予算に達するまで

※最新状況は市のホームページをご確認ください

6 申請等の手続き

- 工事中工前に申請が必要です。ご注意ください。

申請に必要な書類の提出

(申請者→市)

- (1)補助金交付申請書
- (2)空き家の売買契約書の写し
- (3)世帯全員の住民票の写し
- (4)工事契約書、工事内訳明細書等の写し
- (5)工事施行前の写真
- (6)確認済証の写し及び図面(建築確認が必要な場合)
- (7)市税を滞納していないことの証明書 等

交付決定通知書の送付

(市→申請者)

書類審査後、交付決定通知書を送付します

解体工事の着工、完了

(申請者)

申請内容に変更があった場合は変更申請書を提出

補助金の請求

(申請者→市)

【提出書類】

- (1)補助金交付請求書、事業完了実績報告書
- (2)工事費の領収書の写し
- (3)対象空き家への住所変更後の世帯全員の住民票
- (4)工事施行後の写真
- (5)検査済証の写し(確認済証の交付があった場合)
- (6)補助対象空き家の登記事項証明書の写し 等

補助金の交付

(市→申請者)

適正と認められた場合、指定口座に補助金を振り込みます。

※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。



申請窓口、
お問い合わせ先

北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

